平成２１年（フ）第１４６１号
京都府八幡市八幡北浦８番地の２　Ｄ301、申立時の住所京都市伏見区淀水垂町139番地13
債務者　廣居　雅子（旧姓小杉）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１６号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地１―230
債務者　長谷川　勉
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５１号
京都市右京区梅ケ畑向ノ地町40番地29
債務者　松山亜希子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４８号
京都府向日市上植野町南小路82番地　さんぐりーんナガイ101
債務者　田上　典生
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９７３号
京都府宇治市小倉町南浦30番地の67
債務者　佐藤富士雄
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９７４号
京都市右京区太秦森ケ東町48番地25
債務者　藤原あいみ
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８５号
京都府宇治市開町26番地の３　ルミエールプラザ伊勢田８号
債務者　桑原　正光
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０４２号
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町64番地　グランディール伏見116号
債務者　美馬　利男
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６７７号
奈良県生駒郡平群町椿台２丁目７番８号
債務者　丸山　亜紀
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６８９号
奈良市神殿町281番地　グランシャリオ105号
債務者　裏久保貴紀
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２１５号
広島県竹原市竹原町2572番地９
債務者　大下　峯生
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２２３号
広島県呉市警固屋３丁目５番11号
債務者　山下　誠吾
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２２７号
広島県竹原市竹原町2685番地１
債務者　元廣　正尊
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２２８号
広島県呉市本通７丁目２番16号
債務者　黒龍軒こと　山根　光惠
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２３０号
広島県呉市焼山東３丁目14番８号
債務者　古谷　優子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２３４号
広島県呉市阿賀中央６丁目３番２―705号
債務者　渡會美津子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第３７７号
長野市桜新町750番地69メゾネットＡＩ101号室、前住所東京都小平市津田町２丁目22番20号レオパレスＣｏｓｍｏ109号
債務者　板倉　善一
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６７号
兵庫県伊丹市御願塚４丁目３番７号　ウェルアップコート203号
債務者　森　　敦志
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　神戸地方裁判所伊丹支部